

岡山ネットワーク株式会社契約約款 ～o n iモバイル編～

岡山ネットワーク株式会社（以下「o n i」といいます。）とo n iが提供するサービスを受けるもの（以下「契約者」といいます。）との間に結ばれる契約は次の条項によるものとします。

第1章 総則

第1条（約款の適用）

1 o n iは、o n iモバイル契約約款（以下「約款」といいます）を定め、これにより岡山ネットワーク株式会社o n iモバイル（以下「o n iモバイル」といいます）を提供します。

2 o n iは本サービスの提供元である、株式会社インターネットイニシアティブ(以下「IIJ」といいます)の提供する「IIJmio高速モバイル/Dサービス」(その詳細はIIJの定める「IIJmioサービス契約約款」及び別紙13のIIJmio高速モバイル/Dサービスにおいて定める事項)と組み合わせて利用するサービスとして、o n iモバイルを提供します。

第2条（約款の変更）

o n iは、この約款を変更することがあります。約款変更後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。変更後の約款はo n iのホームページにおいて公表します。この場合、契約者の変更後の約款の適用をうけます。(http://www.oninet.ne.jp)

第3条（最低利用期間）

o n iモバイルの最低利用期間は、1年間とします。ただし、岡山ネットワーク株式会社加入者（ケーブルテレビジョンサービス、ケーブルインターネットサービス、ケーブルプラス電話など弊社が定める加入者に属する人）は、それぞれの契約キャンペーンの定めによるものとします。

第4条（サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、IIJが提供するサービス「IIJmio高速モバイル/Dサービス」の提供区域に準ずるものとします。

第5条（権利の譲渡制限等）

1 契約者が、o n iモバイル契約に基づいてサービスの提供を受ける権利を、譲渡することができません。

2 契約者はo n iモバイルを再販売する等第三者にo n iモバイルを利用させることはできません。

第6条（ID及びパスワード）

1 契約者は、パスワード並びに個別ID及び個別パスワード（本条において「ID等」といいます。）の管理責任を負うものとします。

2 o n iは、契約者がo n iモバイル契約上の権利を行使するにあたり、契約者に対し、ID等の提示を求めることがあります。

3 契約者は、ID等を第三者に利用させないものとします。ただし、この約款で別の定めが規定されている場合にはこの限りではありません。

4 契約者は、ID等が窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちにo n iにその旨を連絡するとともに、o n iからの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、o n iは、ID等の窃用による契約者の損害又は契約者が第三者に与えた損害について責任を負わないものとします。

5 契約者は、個別IDを変更することはできません。

第2章 申込及び承諾等

第7条（申込）

1 o n iモバイル利用の申込（以下「申込」といいます。）は、加入申込書への記入が必要です。

2 o n iモバイルの申込をする者は、本人確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律（平成17年31号）第9条の規定に基づくものであって、氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報の確認を行うことをいいます。以下同じとします。）のためにo n iが別途定める書類を提示する必要があります。

3 初期契約解除について、契約者はお申込みもしくは本サービスの利用開始日のどちらか遅い日から8日間は、書面にて通知することにより本契約の解約(以下「初期契約解除」といいます)ができます。初期契約解除は、第19条は適用されず、解約の通知があった日に解約の効力が生じます。ただし、o n iは、契約者に対し加入契約手数料、基本料、付加機能料金、通話料金、SMS通話料を請求できるものとします。このうち、基本料、付加機能料金は日割り計算されます。

4 初期契約解除があった日に携帯電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更することをいい、以下「MNP」とします）の転入処理が完了している場合は、別途MNP転出のお申し出が必要となります。

5 本契約とともに端末購入の分割販売契約をされた場合は、個品分割販売契約も自動的に契約解除となります。ただし、端末をお渡している場合は一括支払いでの精算となり商品の返品はできません。

第8条（申込の承諾等）

1 o n iは、申込があったときは、これを承諾するものとします。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。

- (1) o n iモバイル利用の申込者（以下「申込者」といいます。）がo n iモバイル契約上の債務の支払を怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (2) 申込者が第15条（利用の停止等）第1項各号の事由に該当するとき
- (3) 申込者が、申込より以前に、o n iが提供するサービスにつきo n iと契約を締結したことがあり、かつ、o n iから当該契約を解除したことがあるとき
- (4) 申込に際し、o n iに対しことさら虚偽の事実を通知したとき
- (5) 前条（申込）第2項において、本人確認ができないとき
- (6) o n iモバイルの申込をする者が、未成年者であったとき
- (7) 申込者が第18条（反社会的勢力の排除）第1項各号のいずれかの事由に該当するとき
- (8) 申込者が第18条第2項各号のいずれかに該当する行為をする者であるとき

2 前項の規定により申込を拒絶したときは、o n iは、申込者に対しその旨を通知します。

3 o n iは、第1項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の身分証明に係る公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において当該申込者から当該書類の提出が行われない間は、o n iは、第1項に基づく申込の承諾を留保又は拒絶するものとします。

4 o n iは、同一の契約者が同時に利用することのできるo n iモバイルの個数の上限を定めることができるものとします。この場合において、当該個数の上限を超えてo n iモバイルの利用の申込があったときは、o n iは、当該上限を超える部分に係る申込を承諾しないものとします。

第9条（サービス利用の要件等）

1 契約者は、o n iから契約者に対する通知、連絡を行うための電話番号またはメールアドレス（o n iが提供するサービスに係るものである必要はありません。）をo n iに対して指定するものとします。また、当該メールアドレスに対するo n iの電子メールの送信の場合は、o n iから契約者への意思表示又は事実の伝達とみなされます。

- 2 o n iは、サービス利用の要件を以下に定めるものとします。
 - (1) 契約者がo n iモバイルにおいて使用するIPアドレスは、o n iが指定します。契約者は、当該IPアドレス以外のIPアドレスを使用してo n iモバイルを利用することはできません。
 - (2) o n iモバイルを利用するには、発信者番号通知を行っていただく必要があります。
 - (3) 契約者は、o n iモバイルを利用するにあたり、o n iの定める条件のもとに、MNPによる転入又は転出を行うことができます。
 - (4) MNP転入には、以下の条件が適用されます。
 - (i) 転入元事業者の契約者と、o n iモバイル契約の契約者が同一である必要があります。
 - (ii) 転入元事業者から取得したMNP予約番号の有効期限について、o n iが別途指定する日数以上の残日数がある必要があります。
 - (iii) 電話番号を利用することができない期間（MNP転入手続き完了後から、当該手続きに係る音声通話機能付きSIMカードが契約者の指定した送付先に到着するまでの期間）があります。
 - (iv) o n iモバイル利用の申込と同時にMNP手続きを行う必要があります。
 - (5) 契約者は、o n iが指定するSIMカード以外の通信手段を用いたo n iモバイルの利用、及びo n iが指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信を行ってはならないものとします。

(6) 契約者は、o n iが貸与する貸与機器につき、次の事項を遵守するものとします。

- (i) o n iの承諾がある場合を除き、貸与機器の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他貸与機器としての通常の用途以外を使用しないこと
- (ii) o n iの承諾がある場合を除き、貸与機器について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
- (iii) 日本国外で貸与機器を使用しないこと
- (iv) 貸与機器を善良な管理者の注意をもって管理すること

(7) 契約者は、次に掲げる事由に該当するときは、遅滞なく貸与機器をo n iに返還するものとします。

- (i) o n iモバイル契約が事由の如何を問わず終了した場合
 - (ii) 異なる形状区分のSIMカードへ変更した場合
 - (iii) 前記に掲げる他、貸与機器を利用しなくなった場合
- (8) 契約者は、貸与機器に故障が生じたときは、可及的速やかにo n iが定める方法によりその旨をo n iに通知すると共に当該貸与機器をo n iに返還するものとします。
- (9) 貸与機器の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、o n iに対し、当該貸与機器の回復に要する費用としてo n iが定める金額を支払うものとします。
- (10) 契約者は、貸与機器を亡失した場合は可及的速やかにo n iが定める方法によりo n iに通知するものとします。

(11) 契約者は、o n iに対し、亡失品（第7号及び第8号に定める返還がなかった場合の当該移動無線機器を含みます。）の回復に要する費用について、亡失負担金としてo n iが定める金額を支払うものとします。

(12) 亡失品は、契約者の責任において、法律に従って処分するものとし、亡失品が発見される等の事情によりo n iに対して返還又は送付された場合であってもo n iに支払われた亡失負担金は返金しないものとします。

(13) 契約者は、o n iモバイル契約においてo n iから提供を受けた役務、貸与機器、その他一切について第三者に販売（有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。）してはならないものとします。

(14) 契約者は、音声通話機能付きSIMカードによって利用可能な音声通話機能か、必ずしもドコモが提供する類似サービスと同一の仕様ではないことについて、あらかじめ同意するものとします。o n iから提供される音声通話機能の仕様は、o n iが別途開示するものとします。

(15) o n iモバイルにおいては、第13条（利用の制限）及び第15条（利用の停止等）に定めるほか、サービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量がo n iの別途定める基準を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があります。契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

(16) o n iモバイルの移動無線通信網に接続する端末設備は、o n iが指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があります。契約者は、o n iが端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

(17) 未成年者は利用することはできません。

第3章 契約事項の変更等

第10条（サービス内容の変更）

1 o n iモバイルにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項は、次のとおりです。

(1) 異なる形状区分のSIMカードへの変更

2 第7条（申込）第2項及び第8条（申込の承諾等）の規定は、前項の請求があった場合について準用します。

この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

第11条（契約者の名称の変更等）

契約者は、その氏名、住所若しくは居所又はその他のo n iが指定する事項に変更があったときは、o n iに対し、速やかに当該変更の内容について通知するものとします。

第12条（個人の契約上の地位の引継）

1 契約者である個人（以下この項において「元契約者」といいます。）が死亡したときは、当該個人に係るo n iモバイル契約は、終了します。ただし、相続開始の日から2週間を経過する日までにo n iに申出をすることにより、相続人（相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人）は、引き続き当該契約に係るo n iモバイルの提供を受けることができます。当該申出があったときは、当該相続人は、元契約者の当該契約上の地位（元契約者の当該契約上の債務を含みます。）を引き継ぐものとします。

2 第8条（申込の承諾等）の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、o n iモバイル利用の申込者」とあるのは「相続人」とそれぞれ読み替えるものとします。

第4章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止

第13条（利用の制限）

1 o n iは、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、o n iモバイルの利用を制限する措置をとることがあります。

2 o n iは、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第62号）において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。

第14条（利用の中止）

1 o n iは、次に掲げる事由があるときは、o n iモバイルの提供を中止することがあります。

- (1) o n iまたはサービス提供であるIIJの電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
- (2) o n iまたはサービス提供であるIIJが設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき

2 o n iは、o n iモバイルの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第1号により中止する場合にあっては、その14日前までに、同項第2号により中止する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第15条（利用の停止等）

1 o n iは、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、当該契約者のo n iモバイル利用についてその全部若しくは一部の提供を停止又は利用を制限することができます。

- (1) この約款に定める契約者の義務に違反したとき
- (2) 料金等o n iモバイル契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき

- (3) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様において on i モバイルを利用したとき
- (4) on i が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な障害を与える態様において on i モバイルを利用したとき
- (5) on i が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様において on i モバイルを利用したとき
- (6) 第 8 条（申込の承諾等）第 1 項に定める申込の拒絶事由に該当するとき
- (7) 前各号に掲げる他、on i が不適切と判断する態様において on i モバイルを利用したとき

- 2 on i は、前項の規定による利用の停止又は制限の措置を講じるときは、契約者に対し、あらかじめその理由（該当する前項各号に掲げる事由）及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
- 3 on i は、第 1 項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、on i が第 1 項の措置を取ることを行いません。
- 4 on i から on i モバイルの利用に関し説明を求められたときは、契約者は、on i に対し、当該要請に応じるものとします。ただし、契約者の当該利用に係る行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密その他正当な理由があるときは、この限りではありません。

第 16 条（サービスの廃止）

- 1 on i は、都合により on i モバイルの全部又は一部を廃止することがあります。
- 2 on i は、前項の規定により on i モバイルの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の 3 ヶ月前までに、その旨を通知します。

第 5 章 契約の解除

第 17 条（on i の解除）

- 1 on i は、次に掲げる事由があるときは、on i モバイル契約を解除することがあります。
 - (1) 第 15 条（利用の停止等）第 1 項の規定により on i モバイルの利用が停止又は制限された場合において、契約者が当該停止又は制限の日から 1 ヶ月以内に当該停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止又は制限が同条第 1 項第 2 号の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することがあります。
 - (2) 第 15 条（利用の停止等）第 1 項各号の事由がある場合において、当該事由が on i の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
- 2 on i は、前項の規定により on i モバイル契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知するものとします。

第 19 条（反社会的勢力の排除）

- 1 契約者は、次のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総屋等
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (7) 特殊知能暴力集団等
 - (8) 前各号の共生者
 - (9) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、本条本項第 1 号ないし 8 号のいずれかに該当する者を利用していると認められる関係を持つ者
 - (10) 本条本項第 1 号ないし 8 号のいずれかに該当する者に対し資金等を提供し、便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している者
- 1) その他前各号に準ずる者
- 2 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて on i 等の信用を毀損し、又は on i 等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる者
- 3 契約者が、次のいずれかに該当した場合には、on i は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができます。
 - (1) 第 1 項の確約に反する表明をしたことが判明した場合
 - (2) 第 2 項の確約に反した行為をした場合
- 4 前項の規定により on i モバイル契約が解除された場合、契約者は、on i に対し、on i の被った損害を賠償するものとします。
- 5 第 3 項の規定により on i モバイル契約が解除された場合には、契約者は、解除により生

じる損害について、on i に対し、一切の請求を行わないものとします。

第 19 条（契約者の解除）

- 1 契約者は、on i に対し、社の指定する方法で通知をすることにより、on i モバイル契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当該通知があった日からサービスの種類毎に定める日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じるものとします。
 - (1) on i モバイルにおいて、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があった日の属する月の末日に生じるものとします。
 - (2) on i モバイルにおいて、当該サービスの契約者が、on i に対し MNP による転出を通知した場合は、当該サービスの解除を通知したものとみなされます。
- 2 第 18 条（利用の制限）又は第 14 条（利用の中止）第 1 項の事由が生じたことにより on i モバイルを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、契約者は、前項の規定にかかわらず、任意の方法で on i に通知することにより、当該契約を解除することができます。この場合において、当該解除は、その通知が on i に到達した日にその効力を生じたものとします。
- 3 第 16 条（サービスの廃止）第 1 項の規定により on i モバイルの全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日に当該廃止された on i モバイル契約が解除されたものとします。

第 6 章 料金等

第 20 条（契約者の支払義務）

- 1 契約者は、on i に対し、on i モバイルの利用に関して、次条（初期費用の額）から第 24 条（利用不能の場合における料金の調定）までの規定により算出した当該サービスに係る初期費用、月額料金を支払うものとします。
 - (1) 貨と機器の回復に要する費用
SIMカードの故障の場合（自然故障であるか否かを問わないものとする）にあつては、SIMカードにつきSIMカード再発行手数料として3,300円（税込価格）
 - (2) 亡失負担金
on i モバイルにおいては、亡失負担金は、SIMカード再発行手数料として請求するものとします。
 - (3) 異なる形状区分のSIMカードへの変更に要する費用
SIMカードにつきSIMカード変更手数料として3,300円（税込価格）
 - (4) 異なる料金プランへの変更に要する費用
SIMカードを追加する場合にあつては、SIMカードにつきSIMカード追加手数料として3,300円（税込価格）
SIMカードを追加しない場合には 0 円
 - (5) 携帯電話番号のポータビリティ制度による転出に要する費用
一転出につきMNP転出手数料として990円（税込価格）※電話、対面での発行の場合。
弊社、ホームページ内にある、モバイルのお問合せフォームより申請された場合、転出手数料は無料となります。
- 2 初期費用の支払義務は、on i が on i モバイルの利用の申込を承諾した時に発生します。
- 3 月額料金は、課金開始日から当該サービスを提供した最後の日までの期間のサービスについて発生します。この場合において、第 15 条（利用の停止等）の規定により on i モバイルの提供が停止又は制限された場合における当該停止の期間は、当該サービスに係る月額料金の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

第 21 条（初期費用の額）

on i モバイルの初期費用の額は、別表料金表に定めるとおりとします。

第 22 条（月額料金の額）

月額料金の額は、別表料金表に定めるとします。

第 23 条（料金の調定）

- 1 on i モバイル契約がその最低利用期間が経過する日前に解除された場合（第 19 条（契約者の解除）第 2 項又は第 3 項の規定により解除された場合を除きます。）における on i モバイルの料金の額は、当該最低利用期間に対応する月額料金の額とします。（ただし、岡山ネットワーク株式会社加入者（ケーブルテレビジョンサービス、ケーブルインターネットサービス、ケーブルプラス電話など弊社が定める加入者に属する人）は、これに当てはまらないものとします。）
- 2 on i モバイルにおける最低利用期間内解除調定金の額は、次のとおりとします。
 - (1) 音声通話機能付きSIMカード利用の終了の場合の調定金
1 年未満で解約の場合、1 ヶ月分のSIM基本料金を請求します。
 - (2) 音声通話機能無しSIMカード利用の場合の調定金
1 年未満で解約の場合、1 ヶ月分のSIM基本料金を請求します。
 - (3) 端末使用の終了の場合の調定金
端末の分割支払金の残額は、引き続きお支払いいただきます。
※一括払いも可能です。

第 24 条（利用不能の場合における料金の調定）

- 1 on i の責に帰すべき事由（on i に故意又は重大過失がある場合を除きます）により契約者が全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします）が生じた場合において、on i が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間（以下「利用不能時間」といいます）が継続したときは、on i は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を 24 で除した数（小数点以下の端数は、切り捨てます）に月額料金の 90 分の 1 を乗じて算出した額を、月額料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。
- 2 on i モバイルが全く利用できない状態が貨と機器の故障によるものである場合は、当該貨と機器の故障が on i の責めに帰すべき事由により生じたものであるか否かにかかわらず、前項の減額規定は適用されず、料金の減額等返金は行われません。

第 25 条（料金等の請求方法）

on i は、契約者に対し、毎月月額料金を請求します。

第 26 条（料金等の支払方法）

契約者は、on i モバイルの料金を、on i が指定する日までに、on i が指定する方法により支払うものとします。

第 27 条（利用料金等の支払義務）

- 1 契約者は、その契約に基づいて on i が on i モバイルサービスの提供を開始した日（付加機能又はSIMカードの提供については、その提供を開始した日）から起算して、契約の解除若しくは利用の停止があった日の属する月の月末までの（付加機能又はSIMカードの廃止についても同様）期間について、on i が提供する on i モバイルサービスの態様に応じて料金表に規定する利用料または使用料（以下「利用料等」といいます。以下の条において同じとします）の支払いを要します。
- 2 利用料等の支払単位は毎月とします。
- 3 料金表に従い、利用料を定める期日に指定金融機関の契約者口座から自動振替するものとします。
- 4 契約者が月途中で on i モバイルサービスの種類、種別、品目、数量等の変更等の請求を行い、on i がこれを承諾したとき、その変更を行った on i モバイルサービスの当月の利用料等に関しては、変更前の利用料等を適用するものとします。
- 5 前項の期間において、利用の一時中断等により on i モバイルサービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。
 - (1) 契約者が、利用料等の支払を要しない場合
契約者の責めによらない理由により、その on i モバイルサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となります場合を含みます）が生じた場合、そのことを on i が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき、
 - 6 on i は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第 28 条（手続に関する料金等の支払義務）

契約者は、on i モバイルサービスを開始した後、on i モバイルサービスの種類、種別、品目等の変更及び、付加機能の種類、種別、品目、数量等の変更・追加・廃止等の請求を行い on i がこれを承諾したときは、手続に関する登録（変更）手数料の支払を要します。ただし、その手続の着手前にその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、on i は、その料金を返還します。

第 29 条（割増金）

on i モバイルの料金の支払を不法に免れた契約者は、on i に対しその免れた金額の 2 倍に相当する金額（以下「割増金」といいます。）を支払うものとします。

第 30 条（遅延損害金）

1 契約者は、on i モバイル料金の債務の支払を怠ったときは、次項が定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から 10 日以内に支払われたときは、この限りではありません。

第 31 条（割増金等の支払方法）

第 26 条（料金等の支払方法）の規定は、第 29 条（割増金）及び前条（遅延損害金）の場合について準用します。

第 32 条（消費税）

契約者が on i に対し on i モバイルに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、on i に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第 7 章 個人情報

第 33 条（個人情報保護）

1 on i は、法令及び on i が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に取扱うものとします。

- 2 on i は、on i モバイルの提供に関し取得した個人情報をおいて取り扱うものとします。
 - (1) on i モバイルの提供にかかる業務を行うこと。(業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます)
 - (2) on i のサービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及びその分析を行うこと。
 - (3) on i のサービスに関する情報 (on i の別サービス又はon i の新規サービス紹介情報等を含む) を、電子メール等により送付すること。なお、契約者は、on i が別途定める方法により、これらの取り扱いを中止又は再開することができます。
 - (4) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
- 3 on i は、契約者の同意に基づき必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、on i モバイルの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合には、on i は、on i の監督責任下において個人情報を第三者に委託するものとします。
- 4 前項にかかわらず、法令に基づく請求又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (平成13年法律第137号) 第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、on i は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

第8章 雑則

第34条 (免責)

- 1 on i は、電気通信設備の設置、修理、復旧等にあたり、その電気通信設備に記憶されている内容等が変化又は消失したことにより、契約者又は第三者に対し損害を与えた場合、その損害を賠償しません。
- 2 on i は、本約款等の変更により端末設備又は自営電気通信設備の改造または変更 (以下本条において「改造等」といいます) を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用について負担しません。
- 3 on i は、契約者が、on i モバイルサービスを利用することにより得た情報等 (コンピュータプログラムを含みます) について何らの責任を負わないものとします。又、これらの情報等に起因して生じた一切の損害に対しても、何らの責任を負いません。
- 4 on i は、電波状態に起因し、本サービスの利用により送受信された情報等が破損又は滅失したとしても、一切責任を負わないものとします。
- 5 契約者が、on i モバイルサービスの利用に関連し、他の契約者又は第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の契約者又は第三者から何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合、当該契約者は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、on i は一切責任を負わないものとします。

第35条 (電波伝播条件による通信場所の制約)

通信は、その移動無線装置がサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。但し、そのサービス区域内であっても、屋内、地上、トンネル、ビル陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(注) 本条に規定するサービス区域については、日本国内において株式会社NTTドコモが提供するLTE(X) (クロッシィ) のサービスエリアのほかPOMAのサービスエリアに準ずるものとします。

第36条 (保証及び責任の限定)

on i モバイルは、ドコモが提供するドコモの移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他ドコモの定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、on i は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。その他、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

第37条 (on i の装置維持基準)

on i モバイルを提供するための装置は、サービス提供元であるIJJが、事業用電気通信設備規則 (昭和60年郵政省令第30号) に適合するよう維持します。

第38条 (定めなき事項)

この約款に定めなき事項が生じた場合、on i と契約者は契約の主旨に従い誠意をもって協議・解決に努めるものとします。

第39条 (国内法への準拠)

この約款は日本国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争については岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

- 1 代理店を通じての加入についても一般加入と同等とします。
- 2 この約款の施行 平成27年7月1日より施行します。
- 3 この約款の改定 平成28年6月1日より施行します。
- 4 この約款の改定 令和1年10月1日より施行します。
- 5 この約款の改定 令和1年12月1日より施行します。
- 6 この約款の改定 令和3年4月1日より施行します。
- 7 この約款の改定 令和3年8月1日より施行します。
- 8 この約款の改定 令和4年7月1日より施行します。

【別表】料金表

- 1 on iは、oniのoniモバイルサービスの開始以降、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。
- 2 付加機能の提供に必要な料金に関しては以下の規定によるものとします。
- 3 月額料金の額は、以下に定めるものとします。
- 4 全て税込となります。

(1) 基本料金 ※下記料金表内★印のプランは新規受付を終了いたしました。

プラン名/SIM種別	基本プラン	
	通話+データSIM	データSIM
oni未加入者様（月額）	1,859円★	1,089円★
oniTV(STB)ご加入者様（月額）	1,639円★	869円★
oniNetご加入者様（月額）	1,419円★	649円★
SMS付帯料（月額）	標準装備 165円	
通信速度	200kbps*1	

※1 本サービスの通信速度はベストエフォート方式であり、最大通信速度を保证するものではありません。通信設備や端末、配線などの状況、他回線との干渉、回線の混雑状況、無線基地局設備から契約者回線の終端までの距離などにより、実際に利用可能な通信速度は低下することがあります。

※2 高速通信シングルプラン・シェアプランをご契約頂いた場合、基本の500MBの高速通信は含まれず、契約いただいた高速通信プラン容量が優先されます。

プラン名/SIM種別	500MBプラン*2（基本プラン）	
	通話+データSIM	データSIM
oni未加入者様（月額）	1,859円	1,089円
oniTV(STB)ご加入者様（月額）	1,639円	869円
oniNetご加入者様（月額）	1,419円	649円
SMS付帯料（月額）	標準装備 165円	
通信速度	3G端末下り最大14Mbps/LTE端末下り最大150Mbps*1	

高速通信シングルプラン							
通信容量プラン	1GB★	2GB★	3GB	4GB★	5GB	6GB★	7GB★
月額追加料金	+220円	+330円	+330円	+880円	+880円	+1,320円	+1,540円
8GB	9GB★	10GB★	12GB★	15GB	20GB	30GB★	40GB★
+1,540円	+1,815円	+1,925円	+2,530円	+1,705円	+1,840円	+6,600円	+9,900円
							+13,200円
							(通信速度) 3G端末下り最大14Mbps/LTE端末下り最大150Mbps*1

※1 本サービスの通信速度はベストエフォート方式であり、最大通信速度を保证するものではありません。通信設備や端末、配線などの状況、他回線との干渉、回線の混雑状況、無線基地局設備から契約者回線の終端までの距離などにより、実際に利用可能な通信速度は低下することがあります。

高速通信シェアプラン ※SIM最大10枚*2							
通信容量プラン	3GB★	4GB	5GB★	6GB★	7GB★	8GB	9GB★
月額追加料金	+1,210円	+1,212円	+1,430円	+1,540円	+1,650円	+1,650円	+1,870円
10GB★	12GB★	15GB	20GB	30GB★	40GB★	50GB★	
+1,980円	+3,300円	+2,750円	+3,080円	+7,700円	+11,000円	+14,300円	
							(通信速度) 3G端末下り最大14Mbps/LTE端末下り最大150Mbps*1

※1 本サービスの通信速度はベストエフォート方式であり、最大通信速度を保证するものではありません。通信設備や端末、配線などの状況、他回線との干渉、回線の混雑状況、無線基地局設備から契約者回線の終端までの距離などにより、実際に利用可能な通信速度は低下することがあります。

※2 SIMカード4枚目から、月々440円/枚（税込価格）が必要になります。また、1グループ、音声SIM5枚・データSIM5枚 計最大10枚となります。

事務手数料	
登録手数料	3,300円
MNP手数料	990円*3（電話・対面での発行の場合）

※SIM1枚毎に発生いたします。

※他社への番号移行時のみ、SIM1枚毎に発生いたします。

※3 弊社、ホームページ内にある、モバイルのお問合せフォームより申請された場合、転出手料は無料となります。

通話料（国内）	11円/30秒（税込）	※弊社推奨アプリご利用時
---------	-------------	--------------

【通常通話：22円/30秒(税込)】

オプション

あんしんサポート（月額）	550円
端末延長保証サービス（月額）	440円
フィルタリングサービス（月額）	330円
追加クーポン（100MB）	220円
追加クーポン（1GB）*1	880円

※4 データ容量追加1GBに限り、当月のみ有効となります。

通話オプション

留守番電話（月額）	330円
チャットホン（月額）	220円
音声オプション（月額）	440円
10分かけ放題（月額）*5	935円

※5 推奨アプリ「格安通話ダイヤラー」を使い「格安」で発信した通話が対象となります。国内通話に限りです。（一部定額通話対象外の番号があります。）10分を超過した場合、11円/30秒になります。推奨アプリを使用せず発信した場合、22円/30秒となります。

備考(1)すべての料金プランにおいて、バンドルクーポンを利用することができます。当該バンドルクーポンは、on iが毎月の初日において契約者に割り当てるものとし、その有効期間は当該月の翌月末日までとします。

(2)on iモバイル契約の解除の日が暦月の初日以外の日であった場合における当該日の属する月の月額料金の額は、左記基本料金の表中に使用した日数分を請求するものとします。

(3)追加クーポン利用料金

追加容量 月額料金の額

100MBにつき 220円（税込価格） 1GBにつき 880円（税込価格）*4

音声通話機能付きSIMカード利用料

SMS送信料金

国内への送信1通あたり3円（税込価格）

国外への送信1通あたり50円（消費税は課税されません）

国外からの送信1通あたり100円（消費税は課税されません）

SMS受信料金0円

通話料金（国内）

通話料金30秒あたり22円（税込価格）

デジタル通話料金30秒あたり39円（税込価格）

通話料金（国際）

ドコモが定める国際電話サービス契約約款において国際通話料として定められた額と同額（消費税は課税されません）

国際ローミング料金

ドコモが定めるFOMAサービス契約約款及びXiサービス契約約款において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額（消費税は課税されません）

(4)基本料金（月額）は、音声通話機能付きSIMカードが到着する日としてon iが指定した日から発生します。

(5)音声通話機能付きSIMカードの利用の終了に係る日の属する月の基本料金（月額）の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、左記音声通話機能付きSIMカード利用料の表中において料金の額として定める金額とします。

(6)SMS送信料金、通話料金（国内）、通話料金（国際）及び国際ローミング料金とは、SMS送信、音声通話及び国際ローミングの利用に応じて、基本料金（月額）とは別に支払を要する料金として定めるものです。通話料金（国内）及び通話料金（国際）のうち、テレビ電話・64kb/sデータ通信などのデジタル通信を利用した場合、デジタル通話料金が適用されます。

(7)契約者の通話料金が、平均的な契約者の利用実績又は契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認された場合、on iは契約者に対して利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等によりその確認ができない場合、on iはon iモバイルの利用を停止することがあります。

音声通話機能付きSIMカードの利用の終了にかかわらず、SMS機能及び音声通話機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあっては、当該削除日又は当該解除日がいづつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

(8)通話料金（国内）及び通話料金（国際）は、基本料金（月額）より1ヶ月遅れて請求が行われるものとします。また、国際ローミング料金については、個々のローミング事業者の状況により、1ヶ月以上遅れて請求が行われる場合があります。

(9)電報サービスその他音声通話機能に付帯してドコモが利用可能としているサービスを利用した場合、ドコモが定めるFOMAサービス契約約款及びXiサービス契約約款において定められた額と同額を請求するものとします。

(10)契約者は、ユニバーサルサービス支援機関である社団法人電気通信事業者協会によって定めるユニバーサルサービス料（電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された料金をいいます）を支払うものとします。なお、ユニバーサルサービス料の日割りは行わず、課金期間中は月額料金とともに当該月分のその料金を別途請求します。

5 課金開始日又はon iモバイル契約の解除（最低利用期間を経過する前に解除があった場合（第19条（契約者の解除）第2項又は第3項の規定により解除された場合を除きます）の日が暦月の初日以外の日であった場合における当該日の属する月の月額料金の額は、当該月におけるon iモバイルを提供した期間に対応する当該サービスに係る月額料金の額とします。